

小城市告示第 42 号

小城市定住促進住宅取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、小城市内（以下「市内」という。）への定住促進及び地域の活性化を図るため、市内に住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その奨励金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 小城市の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を専ら市内に置き、自ら所有する住宅に小城市の市民として居住することをいう。
- (2) 住宅 市内において専ら人の居住の用に供する部分の床面積が 50 平方メートル以上の一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上、かつ、50 平方メートル以上であるものをいう。
- (3) 新築住宅 前号に規定する住宅のうち、新たに建築した住宅をいう。
- (4) 建売住宅 第 2 号に規定する住宅のうち、販売を目的として新たに建築された住宅をいう。
- (5) 中古住宅 第 2 号に規定する住宅のうち、市内に所在する住居として使用されていた住宅（小城市空き家情報登録制度実施要綱（平成 24 年小城市告示第 34 号）に登録された空き家を含む。）又は奨励金の交付申請日において竣工から 2 年を超えている住宅をいう。
- (6) 住宅取得 第 3 号、第 4 号又は第 5 号に規定する住宅を取得し、かつ、所有権の保存又は移転の登記が完了することをいう。
- (7) 子育て世帯 中学生以下の子を持つ世帯をいう。

(8) 三世代同居 奨励金の交付申請日において、新たに親、子、孫等の三世代以上(孫等は中学生以下の者に限る。)が一の住宅又は一の住宅地内に居住することをいう。ただし、既に三世代以上で市内の一の住宅に同居している場合又は親等が市外から転入して三世代以上で居住する場合は除く。

(9) 市内業者 市内に所在地を有する個人事業者及び市内に本店、支店又は営業所等を有する法人事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、奨励金の交付申請日において、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内において自己名義の住宅を所有せず、平成28年7月1日から平成32年3月31日までの間に住宅取得を行う者

(2) 住宅取得に係る経費が300万円以上(用地取得費及び改修工事費を除く。)の住宅を取得する者

(3) 新築住宅又は建売住宅の住宅取得者は、本人又はその配偶者のいずれかが50歳未満の者

(4) 中古住宅の住宅取得者は、本人又はその配偶者のいずれかが65歳未満の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除外する。

(1) この告示の施行の日前に締結した工事請負契約、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請により住宅を新築する者若しくはこの告示の施行の日前に締結した売買契約により建売住宅又は中古住宅を購入する者

(2) 転入又は転居を伴わず、現に居住している既存住宅の全部又は一部を取り壊し、従前と同じ敷地とみなされる土地に住宅を建築する者(建替えのために一時的に賃貸住宅又は借家に転居した者及び従前と同じ敷地とみなされる土地に住宅を建築し、5年未満に既存住宅の全部又は一部を取り壊す者を含む。)

(3) 公共工事の施工に伴う移転補償費を受ける者

(4) 本人又は世帯の構成員が市税又は国民健康保険税を滞納してい

る者

- (5) 3親等以内の親族から住宅取得をした者
- (6) 別荘等の一時的居住又は賃貸を目的に住宅取得をした者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (8) 過去にこの告示による奨励金の交付を受けている者
- (9) 申請した日の属する年度に住宅取得をする見込みがない者
- (10) 第7条に規定する交付決定を受ける前に住宅取得を行った者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は別表のとおりとし、交付する金額は同表に掲げる額を合算した額とする。

（奨励金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 定住促進確認書（様式第1号別紙）
- (2) 代表申請者選任届（共有住宅の場合に限る。）（様式第1号別記1）
- (3) 同意書・誓約書（様式第1号別記2）
- (4) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（建物の価格が分かる書類を添付すること。）
- (5) 位置図（付近見取図）、配置図、各階平面図及び立面図（中古住宅にあつては、図面に代わるもの）
- (6) 住民票謄本（続柄が記載されたもの）
- (7) 戸籍謄本の写し（同一世帯の場合を除く。）
- (8) 世帯全員が市税又は国民健康保険税を滞納していないことが分かる書類（未納がない証明書）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の補助金等交付申請書の提出期限は、住宅取得前又は申請年度の12月20日のいずれか早い日とする。

(奨励金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により奨励金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 奨励金の額の確定の日から起算して10年以内に当該住宅を譲渡、交換、貸付け又は取り壊さないこと。
- (3) 奨励金の額の確定の日から起算して10年以内に当該住宅を転出又は転居しないこと。
- (4) 奨励金交付事業に係る書類を整理し、当該事業完了後10年間保管すること。
- (5) この奨励金は、精算払の方法により交付する。

(奨励金の交付決定)

第7条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(申請内容の変更等)

第8条 規則第9条第1項に規定する補助金等変更(中止・廃止)承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

2 前条の規定により交付の決定を受けた者は、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、前項の補助金等変更(中止・廃止)承認申請書に次に掲げる書類を添付し、市長の承認を受けなければならない。ただし、奨励金の額に変更がない軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 変更内容及び変更箇所が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の補助金等変更(中止・廃止)承認申請書の提出期限は、住宅取得前又は申請年度の12月20日のいずれか早い日とする。

(交付決定の変更)

第9条 規則第9条第3項に規定する補助金等変更(中止・廃止)決定通知書は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 建物の登記事項証明書の写し

(2) 住所変更後の住民票謄本（続柄が記載されたもの）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第 1 項の補助事業等実績報告書の提出期限は、住宅取得の日から起算して 30 日以内又は申請年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(奨励金の額の確定)

第 11 条 規則第 14 条に規定する補助金等交付確定通知書は、様式第 6 号のとおりとする。

(奨励金の請求)

第 12 条 規則第 16 条第 1 項に規定する補助金等交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

2 前条の通知を受けた者は、遅滞なく補助金等交付請求書により、市長に請求するものとする。

(奨励金の返還等)

第 13 条 規則第 17 条第 1 項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金等交付取消通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を受けた者（同一世帯者を含む。）から、再度、奨励金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができるものとする。

3 規則第 19 条の規定により奨励金の返還を命じるときは、補助金等返還命令書（様式第 9 号）により通知するものとする。

4 前項の規定により奨励金の返還を命じる金額は、第 6 条第 1 号に違反した場合は全額を、第 2 号又は第 3 号に違反した場合は奨励金の額の確定後の年数に応じ、次のとおりとする。

(1) 2 年以内 奨励金の全額

(2) 2 年を超え 4 年以内 奨励金の 5 分の 4 の額

- (3) 4 年を超え 6 年以内 奨励金の 5 分の 3 の額
- (4) 6 年を超え 8 年以内 奨励金の 5 分の 2 の額
- (5) 8 年を超え 10 年以内 奨励金の 5 分の 1 の額
- (その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効後において奨励金の返還等の必要が生じた場合の手続きについては、同日以後も、なおその効力を有する。
(小城市定住促進奨励金及び三世代同居奨励金交付要綱の廃止)
- 3 小城市定住促進奨励金及び三世代同居奨励金交付要綱(平成 24 年小城市告示第 31 号)は廃止する。ただし、小城市定住促進奨励金及び三世代同居奨励金交付要綱第 6 条に規定する交付の条件については、なおその効力を有する。

附 則(平成 29 年 3 月 15 日告示第 11 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の小城市定住促進住宅取得奨励金交付要綱の規定は、住宅取得の日が平成 29 年 4 月 1 日以後のもので同日以後に申請がなされた奨励金の交付について適用し、同日前に申請がなされた奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日告示第 38 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の小城市定住促進住宅取得奨励金交付要綱の

規定は、住宅取得の日が平成 30 年 4 月 1 日以後のもので同日以後に申請がなされた奨励金の交付について適用し、同日前に申請がなされた奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日告示第 42 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の小城市定住促進住宅取得奨励金交付要綱の奨励金の交付に関する規定は、平成 31 年 4 月 1 日より前に行われた工事請負契約又は売買契約に基づき申請がなされた奨励金の交付については、なおその効力を有する。この場合において、補助金等交付申請書の提出期限は、住宅取得の日から 6 月以内又は申請年度の 12 月 20 日のいずれか早い日とする。ただし、平成 30 年 6 月 27 日から平成 30 年 10 月 1 日までの間に住宅取得をした者の補助金等交付申請書の提出期限は、平成 31 年 6 月 28 日までとする。

別表（第 4 条関係）

住宅の区分	交付対象者	定額	加算		
			子育て 世帯	三世代 同居	市内業 者施工
新築住宅 建売住宅	50 歳未満（本人又は 配偶者のいずれか）	30 万円	10 万円	10 万円	10 万円
中古住宅	65 歳未満（本人又は 配偶者のいずれか）				